

## 令和7年度函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者募集要領

### 1 事業の目的

函館市と業務用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の製造メーカーまたは代理店が協働で、処理機の導入を検討している事業者に対し貸し出しを行い、処理機の有効性を体験してもらうことで処理機の普及を図る。

### 2 協働事業者の要件

- ・ 処理機の製造メーカーまたは代理店であり、自らが処理機を有し、函館市内の事業者に対し無償で貸し出しすることができること。
- ・ 試用事業者に対し、処理機の設置、試用期間中の保守点検および撤去を無償で行うことができること。
- ・ 試用事業者に対し、処理機の使用に係る取り扱い説明や試用時における助言等を行うことができること。

### 3 事業の対象とする処理機

生ごみを発酵、乾燥等の方法で処理することにより、減量し、消滅し、または堆肥化することが可能な機械であって、処理能力が10～60kg/日程度の機種とする。（ただし、ディスプレイを除く。）

また、1協働事業者が複数台を函館市が管理する処理機貸出リストへ登録することを妨げない。

なお、本事業は、試用事業者が処理機貸出リストの中から試用する機種を選択することとしているため、登録した機種が採択されない場合もある。

### 4 募集期間

令和7年4月1日～令和7年12月26日

### 5 処理機試用期間

試用事業者決定後～令和8年3月31日

### 6 貸出件数および期間

事業実施期間中において5件を上限とし、1件当たりの貸出期間は4週間から8週間程度とする。（設置・撤去に係る期間を除く。）

### 7 処理機設置等手数料

本事業において、市は協働事業者に対して処理機設置等手数料を支払うこととし、その額は、処理機の本体価格および処理機の稼働に伴い発生する光熱水費を除いた設置、撤去および保守点検に係る経費について、1回あたり

100,000円（税抜）を上限とする。

なお、支払いの時期は、1 試用事業者ごとの処理機撤去後とし、協働事業者は市に対し、設置・撤去時の写真および保守点検の実施日を報告することとする。

## 8 応募方法

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者申込書（別記様式第1号）に、処理機の概要が確認できる資料および処理機の製造メーカーまたは代理店であることが確認できる資料を添付し、郵送、Eメールまたは持参により提出するものとする。

## 9 決定の通知

市は、申込書および添付書類により内容を審査し、協働することを決定したときは、函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業協働事業者決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

## 10 試用期間終了後

函館市長へ処理機貸出完了報告書（別記様式第3号）に設置および撤去時の状況が確認できる書類を添えて提出するものとする。

## 11 注意事項

- ・ 本事業への協働が困難となった場合は、速やかに函館市長へ報告をし、指示を受けることとする。
- ・ 貸出期間中に、試用事業者側の適正な使用により故障、破損等が生じた場合の補償は、協働事業者が責任を負うこととする。ただし、試用事業者側に過失があると認められるときは、両方で協議するものとする。

### 【応募先・問合せ先】

〒040-0034 函館市大森町 21 番 12 号シャトーム大森 1 階  
函館市環境部環境推進課

TEL 0138-85-8236

E-mail kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp